

目黒区国民健康保険料率の改正内容案等

① 基礎分¹・後期高齢者支援金分²

* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
改定前	30	9.54/100	51,000 円	特別区 (58：42)	77 万円
		基礎分 7.32/100	基礎分 39,000 円	目黒区 (64：36)	基礎分 58 万円
		支援金分 2.22/100	支援金分 12,000		支援金分 19 万円
改定案	31	9.49/100	52,200 円	特別区 (58：42)	80 万円
		基礎分 7.25/100	基礎分 39,900 円	目黒区 (64：36)	基礎分 61 万円
		支援金分 2.24/100	支援金分 12,300		支援金分 19 万円

② 介護納付金分³

* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
改定前	30	目黒区 1.29/100	15,600 円	特別区 (53：47)	16 万円
				目黒区 (53：47)	
改定案	31	目黒区 1.34/100	15,600 円	特別区 (54：46)	16 万円
				目黒区 (54：46)	

③ 一人当たり保険料（基礎分・後期高齢者支援金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合 *
30	121,988 円	142,277 円	130,917 円
31 案	125,174 円	146,742 円	134,550 円
差引額	3,186 円増	4,465 円増	3,633 円増

④ 一人当たり保険料（介護納付金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合 *
30	32,885 円	32,904 円	29,614 円
31 案	33,550 円	33,867 円	30,408 円
差引額	655 円増	963 円増	794 円増

* 非自発的失業軽減及び所得が低い方への均等割額軽減を行った場合の一人当たりの保険料

目黒区は、23 区平均に比べ一人当たりの所得が高いため、一人当たりの保険料が 23 区平均と比べて高くなっている。

1 被保険者の各種給付とそれに必要な事務に使用

2 後期高齢者医療制度の保険給付と病床転換支援事業に使用

3 介護保険第 2 号被保険者の保険料を国民健康保険で一括徴収